

基本メニュー 補助内容一覧表

対象事業所・施設	補助基準額（1事業所あたり） ※補助基準額と補助対象経費を比較し、いずれか少ない方の額に、補助率を乗じた金額が補助額となる。 （1,000円未満の端数は切り捨て）	補助率	対象経費 ※消費税は補助対象外 ※取得費用が50万円以上の設備・備品は補助対象外
訪問介護	1月の延べ訪問回数等で区分 ・～200回 30万円 ・201回～2000回 40万円 ・2001回～ 50万円 ※集合住宅併設型は、訪問回数に関わらず20万円		ア 介護サービスを円滑に継続するための対応 介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用 (例) ○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所 ・燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 ・ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 ○ 入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所 及び短期入所系サービス事業所 ・燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 ・業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費
通所介護	1月の延べ利用者数で区分 ・～300人 20万円 ・301人～600人 30万円 ・601人～ 40万円		
訪問入浴 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 特定施設入居者生活介護（養護、軽費を除く） 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護、軽費を除く） 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援	20万円	10/10	イ 災害備蓄等への対応 介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用 (例) ・飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 ・ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ・衛生用品、医療用品等の購入等経費 ・簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 ・その他災害への備えとして必要と認められる経費
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 短期入所生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	定員1人あたり6千円		※ 対象経費の例として示したものであり、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実情に応じて、必要な物品の購入経費に充当可能

加算メニュー 補助内容一覧表

	対象事業所・施設（※1） ※業務継続計画（BCP）を策定していない事業所は対象外	補助基準額（1事業所あたり） ※補助基準額と補助対象経費を比較し、いずれか少ない方の額に、補助率を乗じた金額が補助額となる。 （1,000円未満の端数は切り捨て）	補助率	対象経費 ※全メニューについて消費税は補助対象外 ※詳細は、補助金交付要綱・QAを確認のこと
加算メニューⅠ （訪問系暑さ対策）	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護事業所	○訪問介護事業所 1月の延べ訪問回数等で区分 ・～200回 30万円 ・201回～2000回 40万円 ・2001回～ 50万円 ※集合住宅併設型は、訪問回数に関わらず20万円 ○上記以外の事業所 20万円	3/4	訪問介護員等の熱中症対策・暑さ対策に資する物品（ファン付き作業着、保冷剤入りベスト、首掛け扇風機等）の購入に要する経費
加算メニューⅡ （暑さチェッカー）	看護小規模多機能型居宅介護事業所 居宅介護支援（※2）	○訪問介護事業所 1月の延べ訪問回数等で区分 ・～200回 7.5万円 ・201回～2000回 10万円 ・2001回～ 12.5万円 ※集合住宅併設型は、訪問回数に関わらず5万円 ○上記以外の事業所 5万円		訪問介護員等が利用者宅でのサービス提供を行う際に使用する熱中症リスクを感知する機器の購入に要する経費
加算メニューⅢ （通所・施設系暑さ対策）	通所介護、通所リハビリテーション、 短期入所生活介護、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、介護医療院、 特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型共同生活介護、 看護小規模多機能型居宅介護（※2）	100万円		事業所向け日除け、ミストシャワー等の導入に要する経費
加算メニューⅣ （電動アシスト自転車購入）	訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※2）（※3）（※4）	20万円		電動アシスト自転車の購入に要する経費
加算メニューⅤ （可搬型蓄電池、外部給電器等購入）	基本メニューの対象事業所（※5）	（※6）車両接続型電源 25万円 可搬型蓄電池 40万円 外部給電器 80万円		可搬型蓄電池等の購入に要する経費

（※1）介護予防サービスのみを実施している事業所を含む。

（※2）国や地方公共団体が設置する事業所は対象外。

（※3）都内の補助対象事業所数が10カ所以上かつ資本金5千万を超えている事業者が設置する事業所は対象外。

（※4）「令和7年度訪問介護事業所等電動アシスト自転車購入経費支援事業補助金」の交付を受けた事業所は対象外。また、令和7年度、8年度の合計で、1事業者あたり10事業所が上限。

（※5）過年度も含めて「社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業補助金」の交付を受けた事業所は対象外。

（※6）車両接続型電源、可搬型蓄電池、外部給電器のうち、1事業所1種類のみ補助を受けることができる。また、「東京都における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備指針」の3の整備方針を満たさなければならない。